# 復権令 （令和元年政令第百三十一号）

一個又は二個以上の裁判により罰金に処せられた者で、その全部の執行を終わり、又は執行の免除を得た日から令和元年十月二十二日（以下「基準日」という。）の前日までに三年以上を経過したものは、基準日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し、又は停止されている資格を回復する。  
ただし、他に禁錮以上の刑に処せられているときは、この限りでない。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。